

■ 新潟政労使会議

日 時：令和8年2月19日（木）10時50分～

会 場：新潟県自治会館 1階 講堂

（司 会）

皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、皆様お集まりでございますので、ただいまから、新潟政労使会議を開催させていただきたいと存じます。本日は、お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、僭越ではございますが、私からご出席いただきました皆様をご紹介させていただきたいと存じます。お手元の出席者名簿の順にご紹介をさせていただきます。なお、ご起立は不要でございます。以降の議事につきましても、着座のままでお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご紹介させていただきます。配置図等によりましてご確認をお願いしたいと存じます。

新潟県知事、花角英世様。

（知 事）

よろしく申し上げます。

（司 会）

日本労働組合総連合会新潟県連合会会長、小林俊夫様。

（小林（俊）会長）

よろしく申し上げます。

（司 会）

一般社団法人新潟県経営者協会会長、殖栗道郎様。

（殖栗会長）

よろしく申し上げます。

（司 会）

一般社団法人新潟県商工会議所連合会顧問、小林建様。

（小林（建）顧問）

よろしく願いいたします。

（司 会）

新潟県商工会連合会会長、早川吉秀様。

(早川会長)

よろしくお願ひいたします。

(司 会)

新潟県中小企業団体中央会副会長、本間信彦様。

(本間副会長)

よろしくお願ひします。

(司 会)

新潟経済同友会専務理事事務局長、山口学様。

(山口事務局長)

よろしくお願ひいたします。

(司 会)

新潟県社会保険労務士会会長、藤田英樹様。

(藤田会長)

よろしくお願ひします。

(司 会)

新潟県町村会会長、品田宏夫様。

(品田会長)

よろしくお願ひします。

(司 会)

経済産業省関東経済産業局長、岩田泰様。

(岩田局長)

よろしくお願ひします。

(司 会)

公正取引委員会事務総局企業取引課優越的地位濫用未然防止対策調査室長、田中修様。

(田中室長)

よろしくお願ひします。

(司 会)

最後に、厚生労働省新潟労働局長福岡洋志です。

(労働局長)

よろしくお願ひします。

(司 会)

以上となります。

新潟県市長会様におかれましては、本日、ご欠席となっております。

本日は、マスコミの方にもお越しいただいております、フルオープンで開催させていただきます。

以降の進行は、新潟労働局長の福岡が行います。

それでは、福岡労働局長、よろしくお願いいたします。

(労働局長)

おはようございます。新潟労働局長の福岡です。

本日は、花角知事をはじめ労使関係団体を代表する皆様方にお集まりいただきまして、感謝を申し上げます。

さて、2025年、昨年の春季労使交渉でございますが、5.25パーセントと33年ぶりの高水準であった一昨年を上回る賃上げ率となりました。賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現に向けて、賃上げ水準を持続的なものとし、その流れを、県内や中小企業にも波及させていくことが重要であるというように考えているところでございます。

ご案内のとおり、昨年の11月、2026年春季労使交渉に向けて、内閣総理大臣と労使団体の代表者による政労使の意見交換、いわゆる政労使会議が開催されましたが、賃上げの流れを県内や中小企業に波及させていくためには、中央だけではなく、それぞれの地域で議論することも重要であるというように考えているところでございます。

本日の会議でございますが、賃金引き上げに向けた機運を一層醸成する観点から、賃金引き上げ、価格転嫁に向けた取組を主たるテーマといたしまして、賃上げに向けた環境整備の取組を中心として、皆様と意見交換をさせていただきたいというように存じます。また、主たるテーマに関連する議事を地域に一層即したものとするために、人手不足下における働き方改革、労働環境改善に関する取組の推進を今回、サブテーマとさせていただきました。まずは、賃金引き上げ等に関する行政の取組について、労働局、新潟県、経済産業局、公正取引委員会の順に説明を行うことといたします。

それでは、大変恐縮ですが、まず、私から、新潟労働局関係の賃金引き上げに向けた取組について、ご説明申し上げたいと思います。お手数ですが、お手元の右肩に厚生労働省と書いた、新潟労働局配付資料、右側に新潟労働局のキャラクター、これはトキの妖精が県花のチューリップをくわえているもので、にじーというのですけれども、これが描かれた資料をご覧くださいとっております。

まず、1ページをおめくりいただきまして、2ページ目でございます。これは賃上げを起点とした好循環のイメージでございますが、足元では賃金上昇、消費の増加、あるいは企業収益の増加など、好循環が動き出しつつあるというように考えているところでございます。

こうした動きを持続させるため、2026年の賃上げが重要であるというように認識をしているところでございます。

続きまして、3ページでございます。先般、政府においてとりまとめた総合経済対策のうち、賃上げ環境の整備に関する施策のご紹介になります。生産性向上支援、価格転嫁等の取引適正化など、あらゆる施策を総動員することとしております。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。賃金引き上げに向けた厚生労働省の支援策のご紹介となります。厚生労働省は、企業の皆様の賃上げに向けた環境整備のために、いわゆる業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」による支援を行っているところでございます。また、企業の皆様の賃上げの取組に応じた支援策を活用いただけるよう、労働基準監督署、ハローワークを通じて企業の皆様への周知にも取り組んでいるところでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。全世代型リ・スキリングを促進する国民運動の実施についてでございます。リ・スキリングの重要性への一層の理解促進のため、令和8年度から3年間を集中実施期間とした国民運動を展開することとしております。厚生労働省、労働局をはじめとする関係省庁と労使の皆様との連携により、地域の先進的な取組の紹介などに取り組むことで機運醸成につなげたいと考えております。詳細は今後示されるというように承知しておりますが、皆様方のご協力を是非ともお願いしたいと思います。

このほか、次ページ以降に、例えば、7ページ、省力化投資促進プラン、これは先般、警備業が追加されました。また、9ページには重点支援交付金の拡充など、政府の取組に関する資料も添付させていただいております。また、それ以降に、賃上げの分析資料をはじめとして議論の素材になるような資料をおつけしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。さらに、この資料とは別に、本日お配りの最後の三つに、内閣官房、財務省、総務省から、官公需における価格転嫁に係る資料の提供がございます。これについても適宜、何らかお役立ていただければというように考えているところでございます。

最後、私から、労働局資料の次に、新潟政労使会議という1枚のポンチ絵がついていると思います。これは何かと申しますと、先ほど冒頭申し上げました、今回、サブテーマを働き方改革、労働環境改善とさせていただきますが、これが賃金引き上げとの関係を示した資料が今、ご覧いただいている資料というようになります。持続的な賃上げを実現するためには、労働生産性の向上、人材確保、定着と相まって、働き方改革、労働環境改善が重要であるということを、ご出席の皆様と、是非とも認識共有を図りたいというように考えているところでございます。私からは以上になります。ありがとうございました。

それでは、続きまして、花角知事より、賃金引き上げや価格転嫁に向けた新潟県の取組に

ついて、ご説明をお願いいたします。

(知 事)

ありがとうございます。新潟労働局さんのお声がけで、こうして政労使の皆様が一堂に会して、賃金引き上げに向けて意見交換が行われることは、県といたしましても大変意義あるものと考えております。

私から、お手元に新潟県の資料が1枚ついておりますが、これも参考にさせていただきながら、一言申し上げたいと思います。物価高が長期化する中において、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、上昇分を適切に価格転嫁できる機運を醸成するとともに、県内企業の収益の強化や生産性向上などの取組を支援することが重要だと思っています。また、国の総合経済対策も最大限活用しながら、成長に意欲的な県内中小企業などが行う設備投資などの取組に対する重点的な支援、来年度予算の中に新たに取組もうと思っていますし、また、事業の再構築やDX、あるいは生産性向上への取組を、引き続き支援してまいりたいと思います。

本日、共同宣言が予定されておりますけれども、持続的な賃上げに向けて、県といたしましても、皆様に格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

ところで、もう一言申し上げたいことは、新潟県における目下の最大の課題という意味では、実は、若者や女性に選ばれる新潟県の実現だと考えております。新潟県では、今年度から、新たに、多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度、長いのですが、ニーフルという制度を創設いたしまして、現在、670社を超える企業を認定しております。この制度で設けましたさまざまなメリットを活用していただきまして、認定企業の取組を支援するとともに、制度の普及促進を図っていくことで、県内企業の働きやすさを一層推進してまいりたいと考えています。

さらに、若者の県内就職を促進するため、奨学金返還支援事業を実施することとしております。この事業は、県内企業が従業員の奨学金返還をサポートする場合に、その費用の一部を県から補助するものでありまして、令和9年度からの支給開始を予定しております。ぜひ、多くの企業からご関心をいただいて、人材確保につなげていただきたいと思いますと考えております。若い世代にも選ばれ、だれもが働きやすく活躍できる魅力ある職場環境づくりの実現に向けて、皆様と一緒に取組んでまいるとともに、県の施策の周知や気運の醸成にもご理解とご協力をお願い申し上げます。私からは以上です。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、関東経済産業局、岩田局長より、中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策に

ついて、ご説明をお願いいたします。

(岩田局長)

関東経済産業局の岩田でございます。皆様、日ごろより経済産業行政につきまして、ご理解と多大なるご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

今、ご紹介いただきました、中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策についてということで、ご説明します。お手元の資料をご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。

ページをめくっていただきまして、資料2ページに賃上げの現状ということで書いてございます。先ほど、新潟労働局からもご説明がございましたけれども、春季労使交渉では、高い賃上げが続いておりますが、実質賃金の改善にはまだまだ十分に結びついていないということでございます。先ほど、知事からもお話しございましたとおり、賃金の上昇が消費を生んで、需要の増加が設備投資や技術革新を促して、さらなる賃上げにつながるという、まさに好循環を実現するためにも、賃上げというものは極めて重要な課題ということで、認識をしているところでございます。

そのためのポイントということで、本日は二つご説明したいと思っております。10ページをご覧くださいますと、大きな柱立てが書いてございますが、生産性の向上ということで、支援策の内容、まずは、売上拡大・生産性向上が書いてございます。11ページをご覧くださいますと、令和7年度補正予算の施策が書いてございます。企業が付加価値を高めて、持続的に賃金を引き上げるという環境を整えることが不可欠でございます。こういうさまざまな施策を用意しておりますので、是非ともご活用いただければと思っております。加えて、特設サイトを開設したり、労働局ともご協力させていただきながら、賃上げ支援キャラバンというものを開催するなど、施策の周知ということにも努めているところでございます。

ページを進みまして、次は19ページをご覧くださいますと、次の柱で、重点支援地方交付金でございます。中身は資料の20ページに書いてございますが、今年度から、中小企業小規模事業者の賃上げ環境整備ということを推奨事業に追加してございます。地域の実情に応じた支援に向けまして、積極的な活用を、是非ともご検討いただければというように思っているところでございます。

本日の二つ目のポイントは、取引の適正化ということでございます。ご案内のとおりでございますが、資料の28、29ページには、本年1月に施行された中小受託取引適正化法、受託中小企業振興法についての情報がございます。一方的な価格決定や手形払いの禁止などの取引慣行の見直しということも行ったところでございます。対象の取引に運送委託を追加するなど、規制範囲も拡大したところでございます。

資料30ページに、私ども、毎年9月と3月が価格交渉促進月間ということでございます

が、その後にフォローアップの調査をし、その結果を掲載しているところでございます。全体として転嫁率は改善しているわけですが、転嫁が進む企業、進まない企業ということで、二極化が続いている状態でございます。

資料 34、35 ページに価格転嫁の状況をランキングにしております。当局管内が黄色くなっており、1都10県が所管ですが、全国平均よりも転嫁率が低いところが多いわけですが、新潟県におかれましても、必ずしも高い状況にはなっていないということでございます。

資料 36 ページに、これは新潟県というわけではございませんが、私ども当局管内の好事例、悪事例というものを掲載しております。支援機関にもご協力いただきまして、よろず支援拠点でございますとかパートナーシップ構築宣言というものを活用した成功例がある一方、競合が激しく価格転嫁が難しい、支払い条件の改善が必要といった声も寄せられているところがございます。こうした現状を踏まえまして、これは誰がということではなく、引き続き、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が定着するように、私どもといたしましては、法律の執行やソフト支援に粘り強く取り組んでいきたいというように思っているところがございます。新潟県におかれましては、自治体としてのパートナーシップ構築宣言という取組も進められているということもございます。こういう取組が着実に効果を発揮されることを私どもも期待しているところがございます。

この取組は、申し上げましたとおり、私ども行政だけでは成し得ないということで、とにかく、この場に参画されている皆様が、一丸となって推し進めていくということによって実現するものだと思っております。引き続きのご協力を、是非ともよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、公正取引委員会事務総局の田中室長より、適正な価格転嫁の実現に向けた取組について、ご説明をお願いいたします。

(田中室長)

公正取引委員会の田中でございます。日ごろから取引適正化にご理解を賜り、深くお礼申し上げます。また、このたび、共同宣言に公正取引委員会も加えていただきまして、ありがとうございます。

公正取引委員会からは、適正な価格転嫁の実現に向けた取組につきまして、資料に基づいてご説明させていただきます。まず、資料の1ページをご覧ください。中小企業、小規模事業者の賃上げを可能とする環境整備のために、価格転嫁の進捗が重要でございます。公正取引委員会が昨年12月に公表いたしました調査結果では、特に中小企業間の取引など、いわ

ゆるサプライチェーンの深い層の価格転嫁が十分に進んでいないということが伺われました。

以下では、労務費に焦点を当ててご説明いたします。4ページをご覧ください。令和5年に内閣官房と公正取引委員会の連名で、労務費転嫁指針というものを策定、公表しております。この指針では、労務費の適正な転嫁のために、発注者、受注者それぞれにおいて取るべき行動、守るべき行動を12、示しております。この行動指針に沿わない行為により公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会におきまして、独占禁止法、取適法に基づき、厳正に対処することとしております。

そして、まず、右側のフローをご覧ください。労務費転嫁指針を知っている事業者のほうが知らなかった事業者より労務費上昇を理由とする取引価格の引き上げが実現できていることを示しております。他方で、左側のグラフをご覧くださいと、これは全国における労務費転嫁指針の認知度を示したものでございます。今回の調査では、認知度が約6割ということで、これは昨年度よりは上昇しておりますものの、依然として道半ばというような状況でございます。なお、当県、新潟県におきましては56.5パーセントということで、全国平均を下回っているというような状況でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは労務費に関する価格協議の状況でございます。まず、下の左側の表をご覧くださいと、労務費に関する取引価格の引き上げの要請額に対して受託された額の割合を示しております。昨年度、全体的には上昇しております。ただ、他方で、右側の表をご覧くださいと、取引の段階を遡るほど価格転嫁が進んでいないということを示しております。なお、この要請受諾率というものでございますけれども、そもそも受注者は実際に上昇したコストを満額要請していないケースもあり得ることにご留意いただく必要があるというように考えております。

続きまして、8ページをご覧ください。新潟県に所在する発注者に対しまして、協議せず取引の価格を据え置いた理由などを聴取しております。協議せず取引の価格を据え置いた理由といたしまして、自身が受注者との取引において価格転嫁が十分にできておらず、取引の価格を引き上げる原資がないということとございまして、あと、受注者から引き上げてほしいとの申し出がなく、発注者が協議を持ちかけることがなかったことが理由として挙げられているところでございます。労務費転嫁指針でございますけれども、本年1月付で改正しております。

13ページをご覧ください。こちらに改正概要を示しております。12の行動指針自体には変更はございませんけれども、改正のポイントといたしまして、まず、下請法から取適法施行に合わせたいわゆる「はね改正」とともに、価格転嫁の取組がより一段と進むように、事業者の皆さんにとってのいわゆるグッドプラクティスの追加などを行って

ります。主なものは16ページに掲載しております。

最後、18ページ、ページは振っていませんが、取適法の広報についてご覧ください。先月施行されました取適法では、禁止事項に、協議に応じない一方的な代金決定が追加されました。公正取引委員会といたしましては、違反行為に対して厳正に対処していくとともに、事業者の皆様を取適法の認知を深めてもらうように、周知に努めてまいり所存でございます。以上、公正取引委員会からの報告でございます。

(労働局長)

ありがとうございました。

それでは、ここからは、構成員である労使団体等の代表の皆様より、それぞれの賃金引き上げに向けたお取組のほか、価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保、あるいはサブテーマに関する内容など、皆様と認識を共有することを目的としてご意見を賜ればというように存じます。

それでは、大変恐縮ですが、時間の関係上、2分程度を目安に、順番にご発言をお願いしたいと思います。

まずは、新潟県経営者協会、殖栗会長よりお願いいたします。

(殖栗会長)

殖栗でございます。よろしく申し上げます。

賃上げ状況、たくさんご案内もありましたし、制度もご案内いただいたので、重複するようなどころがあるのですが、昨年の我が国の実質賃金は、前年比マイナス1.3パーセント。マイナス状況は4年連続というような報道がありました。景況は、株高でもありますし、企業業績も好調ということではありますものの、実質的な購買力を示す実質賃金の数字をプラスにしないことには、明るい未来を残すための岐路、正念場といわれる今年度でしょうか、この局面を打破することにはならないというように認識しております。そのためには、言うまでもなく物価上昇を超える賃金上昇が必要なのですが、本日、ご紹介、ご説明いただいたさまざまな行政の皆さんの施策を十分に活用するように周知徹底していくこと。それから、実際に活用していくことが大事であります。同時に、その原資となる企業収益を持続的に増やしていかなければどうにもならないということなので、そのためには、働き方改革や労働環境の改善を通じて、働く方のエンゲージメントの向上、あるいは多様な人材の活躍を促進することによって、付加価値の増大と生産性、効率の改善を、実現していく必要があるというように認識しております。そして、生み出された付加価値や、そのために必要となったコストを適切に価格に転嫁し、それが受け入れられるというコンセンサス、最近だとノルムとか規範とかいう言葉で表されておりますが、社会全体で共有されることが不可欠というよ

うに認識しております。

こういう認識を踏まえまして、当協会でも中小、これら小規模事業者がこれらの課題に取り組むことができる環境整備が重要と考えまして、これまで、企業の皆さんに対して法令や制度ばかりでなく、行政や関係機関の皆さんの支援策などの情報を提供したり、企業同士、あるいは官民で取り組み事例や課題を共有いたしまして、意見交換を行う機会を設けたり、セミナーの開催など注力してまいりました。本日、改めまして、ここにご出席の皆様や県内外の関係機関と共通の目的を持つ、いわばコミュニティとして連携を一層深めまして、取組のさらなる充実によって、果実を得ることの確からしさを高めていきたいというように考えております。よろしくお願いいたします。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、新潟県商工会議所連合会、小林顧問、よろしくお願いいたします。

(小林(建)顧問)

まずは、賃上げの現状と課題でございます。日本商工会議所の調査では、今年度の賃上げ実施企業、あるいは実施予定企業が8割を超えました。新潟におきましても、新潟商工会議所の会員向けの調査であります。市内企業の84パーセントが賃上げを行っており、特に中小企業の意欲的な取組が着実に進展していると実感しております。その一方で、業績改善を伴わない、人材確保のための防衛的賃上げを強いられている中小企業が依然として多いのも実情です。この防衛的賃上げをできず、小規模事業者が振り落とされることがないように、また、デフレ脱却と成長軌道の実現には、賃金と物価の好循環が定着することが不可欠であり、賃上げのモーメンタムを持続させるために生産性向上と価格転嫁を両輪とした環境整備が急務であると考えています。

価格転嫁等の取引適正化についてでございます。新潟を含めた全国商工会議所では、先月施行された、中小受託取引適正化法いわゆる取適法の周知徹底やパートナーシップ構築宣言の普及を推進しております。同宣言の県内登録数は昨年から倍増しており、取組は加速しておりますが、今後はその実効性の向上がかぎとなると考えます。同宣言の趣旨の徹底と実行を強力に後押しし、適正価格での取引という考え方を社会に浸透させなければなりません。私どもは、支援機関として、個々の企業の経営状況に即した伴走型支援にこれまで以上に注力してまいり所存でございます。

最後に、働き方改革でございます。働く方の健康確保はもちろん大前提ではございますが、業種によっては建設業や運輸業、宿泊、飲食業などから時間外労働の上限規制による事業運営に苦慮しているという現場の声も多く届いております。今後は、これら業種ごとの実態を

踏まえた柔軟な検討も必要ではないかというように考えております。以上でございます。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、新潟県商工会連合会、早川会長、よろしく願いいたします。

(早川会長)

ただいまご紹介いただきました、早川でございます。

それでは、ご説明させていただきます。現状認識といたしましては、中小企業、小規模事業者にとりまして、人材は経営の要であり、最大の財産でございます。物価高が続く中、従業員の生活を守り地域経済の好循環を生み出すために、私どもとしては、賃金水準を上げていくことが重要であることは共通の認識に立っております。全国商工会連合会及び当会が昨年10月から11月にかけて行った調査によりますと、令和7年度に賃上げを実施ないし、予定している事業者は8割に達し、その内37パーセントが4パーセントを超える高水準の賃上げに踏み切ったわけであります。しかしながら、営業利率が減少した事業者でも賃上げしたところが8割を超えるなど、事業者自らの身を削っての防衛的賃上げが多いのが実情でございます。賃上げをした理由としては、最低賃金を下回らないためとする事業者が最も多く、最低賃金引上げが賃上げに効果をもたらしている反面、最低賃金近傍の雇用が多い中小、小規模事業者では、むしろ収益圧迫で雇用の維持も難しくなることが懸念されるところでございます。

そうした中で、賃上げの原資を確保するためには、適正な価格転嫁により利益、付加価値を生み出す必要がございますけれども、先ほど申し上げた調査では、コスト上昇分を価格転嫁できていない、あるいは厳しいとする事業者が76パーセントに達しております。特に、消費者を取引相手とする小規模事業者ほど値上げによる客離れを懸念して、仕入れ価格を転嫁できない状況でございます。

当会の対応といたしましては、商工会の会員や支援先は比較的規模が大きい事業者から小規模事業者まで幅広くございますが、当会ではパートナーシップ宣言をしている当事者として価格転嫁の啓発を行っていくことが大事なことと思っております。それに加えまして、小規模事業者の経営改善に取り組む支援機関として、労務費を含むコストを的確に算定、把握し、取引価格引上げの交渉ができるよう導いたり、消費者向け事業者でも販売価格の値上げに導いたりするほか、働き方改革や生産性向上に誘導するなど、寄り添った伴走による経営支援に努めているところでございます。

そして、行政へのお願いでございますけれども、国、県からも、助成制度を中心とした支援制度をご用意いただいておりますが、県内企業、とりわけ小規模事業者では、人的資源が

限られているために、手続きの煩雑さなどで申請を断念したという声が多数寄せられております。また、今回の選挙戦でも争点の一つになっておりましたが、社会保険料の負担が使用者側でも大きくなってきており、経営を圧迫している状況であります。国、県におかれましては、そうしたことを含めて、現場の状況をご賢察いただき、地域経済を支える中小企業、小規模事業者が賃上げの機運に取り残されることがないようにご配慮をお願いしたいと思っております。以上、お話しさせていただきました。ありがとうございました。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、新潟県中小企業団体中央会、本間副会長、よろしく願いいたします。

(本間副会長)

中央会副会長の本間でございます。日ごろより、国、県をはじめ関係機関の皆様には、中小企業並びに中小企業組合に対してご支援をいただき、心から感謝を申し上げます。当会では、県内中小企業の成長と発展に向けて、中小企業の連携共同を支援しております。その取組につきまして、申し上げます。

令和8年1月1日から施行された取適法の周知を、国の価格交渉促進月間に合わせ、当会の機関紙の掲載による周知広告や、価格転嫁を促進する実践マニュアルの全会員への配布を通して周知に取り組んでまいりました。また、組合が実施する価格転嫁を促進する組合員向けの研修会の開催を支援し、組合員の経営力、収益力確保の支援に努めてまいりました。依然として原材料費の上昇が続く中、県内の中小企業では、労務費を含めた原価上昇分の価格転嫁が十分に進んでいるとは言えず、当会の直近の調査では、価格転嫁ができた組合は62パーセントにとどまっております。その内、すべて価格転嫁ができたというのは30パーセントでございます。いまだに十分と言えない状況にあり、賃上げに必要な収益を確保することができていない状況でございます。

当会としましては、各企業がそれぞれの条件下での経営判断に基づき、業績が向上し、収益が確保されることにより賃上げが可能となるものであり、今後とも付加価値向上等へ、取組によって中小企業が賃上げできる経営環境が整備されるよう、この政労使会議におきまして、相互に連携・協力し、推進していくことが重要であると考えております。

一方で、令和7年度、当会が実施している労働事情調査の結果からは、経営上の障害を原材料費等の高騰とともに人手不足、人材確保を経営上の障害としてあげている事業者は50パーセントを超えております。人材の定着とともに大きな課題となっております。人材の定着のため、ワーク・ライフ・バランス充実、社員の給与の水準の引き上げ、資格取得支援が人材定着に必要とされております。そのため、当会といたしましては、人材確保に向けまし

て、中小企業が働く場として魅力的であることを広めるために、組合が実施する小学校、高校生向けの業種別の見学会、実習の実施や動画による職場の魅力を配信するとともに、業界のモデルインターンシップの方法を作成することで、人材の確保と人材定着に資するよう、支援しております。これらの取組をさらに多くの組合、業界に浸透することで、職場環境を広く発信し、人材を確保することにより、新潟県の人口減少に歯止めをかけ、成長ある持続可能な社会となるよう支援する所存でございます。

国、県におかれましては、県経済を支えている中小企業が抱える経営課題を克服し、強く前進していけるように、一層のご支援の拡充をお願いするとともに、本日ご出席の皆様のご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、新潟経済同友会、山口専務理事、よろしく願いいたします。

(山口専務理事)

新潟経済同友会の山口と申します。本日は、吉田代表幹事が所用により欠席のため、意見を預かっていますので、代読させていただきます。

現在、県内経済は原材料高の影響を受けつつも、力強く底力を発揮し、景況感は改善傾向にあると認識しております。経済がデフレからインフレに移行する中、企業においては高騰する原価をしっかりと価格転嫁する勇氣ある値上げが求められていると考えます。価値あるものを生み出し、研究開発や設備投資、そして思い切った賃上げを行い、実質賃金と労働環境の改善により、社員のエンゲージメントを高めていかなければなりません。そして、この流れを継続していくために必要な生産性の向上に向けて、生成A I、フィジカルA I等のデジタル技術による省人化、無人化技術の活用と、多様な人材が活躍できる環境づくりに取り組む必要があると感じております。

新潟経済同友会は、毎年、新潟県、新潟市をはじめとした県内各行政機関との懇談会を開催し、活発な意見交換を行っております。引き続き、390名を超える会員間での自由闊達な議論と相互研鑽、交流等により得られる知見の活用、各行政機関による取組の周知やセミナー等への参加による意識醸成により、賃金の引き上げや価格転嫁しやすい環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。ありがとうございました。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、新潟県社会保険労務士会、藤田会長、よろしく願いいたします。

(藤田会長)

新潟県社労士会会長の藤田でございます。

私ども社労士会には、新潟県内には約 560 人の会員がおります。主に企業の労務管理に関する業務を行っております。立場上は労使の間に立つ、公正、客観的な位置づけで業務を行っております。

さて、本日の会議内容にありました賃上げの実現に向けた環境整備、私たちは特に働き方改革の実務対応の相談相手として、日々、業務にまい進しております。この時期になりますと、事業主からベースアップの相談が多く寄せられます。本日の会議内容を会員に共有し、実現に向けた浸透を図りたいと思います。特に、先ほど知事からご説明があった、新潟県の施策の周知については、新たに注目いたしまして、役立てるように努めてまいりたいと思います。また、厚生労働省をはじめとした各種助成金がありますけれども、より使いやすい制度となることを希望しております。

社会保険労務士は、日々の業務を通して適切な労務管理と個人の尊厳が保持された労働環境の形成に寄与して、これからも豊かな県民生活や活力ある企業、組織づくりを支援してまいります。今後ともよろしく願いいたします。以上です。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、新潟県町村会、品田会長、よろしく願いいたします。

(品田会長)

知り合いが今、シンガポールで仕事をしております。アパートメント、家賃が月 60 万、ランチに行くと 3,000 円から 5,000 円だそうでありまして、それできちんとやっていけるのです。まさに価格転嫁といいますか、そういったものがどんどん進んだ結果の有りようだと思いますが、決してかの国が、何と言いますか、苦しい状況ではないということをもっと日本人は勉強するべきだと思います。

去年のこの会議で、牛井の話をしました。500 円。まだ 500 円を突破していません。価格転嫁って一体、何なのでしょうねと思うわけです。賃金を上げるというテーマが、最終消費者の値段が上がると、痛みといいますか、そういったものを伴うわけですが、それをしてまあ、全体のパイをあげて大きくしていく。あなたの賃金も上がるし値段も物価も上がるんだよということの理解を進めるということが、私はすごく大事だということに思います。そういう意味で、今、牛井と言いましたが、宅配もそうです。不在通知、あれは何かすべきだと思います。あれを認めていて、2回も3回も配達に来いということを行いながら、賃金が上がるわけがないということに気がつかないとならないと思います。それから、社会全体の生産性を上げていくということはとても大事ですが、それは生産性の低い

職場から生産性の高い職場へ労働力が移っていくということなのです。ということは、生産性の低いところは消えてしまうわけです。それも社会にとっては痛みかもしれませんが、そういう痛みを耐えていく社会にみんなの理解が及ばないといけないと思います。

新しい政権といいますか、選挙が終わって、また高市政権でいくということになりました。積極財政ということを打ち出していますけれども、国家の財政というのは、マクロ経済を含めて計画しますよね。ところが、都道府県とか市町村、もちろん家計もそうです。家庭もそうですが、これはマクロ経済ではないのです。そこのところを、私は国民の皆さんがよく理解する、最終消費者としてよく理解する、そこのところに力を入れないと、いつまでもシンガポールと日本の違い、この現状は、差は埋まらないというように思います。

公共事業をやるわけですが、公共事業については最終消費者となるわけです。価格転嫁、とても進んでいると思います。建設事業、感覚ですが3割から5割は上がっています。以前と比較してです。そのような状況を、それでもよしとしなければ、この国は、GDPを上げて、何といいますか、元気な国になれないということだと思います。

(労働局長)

ありがとうございました。

続きまして、日本労働組合総連合会新潟県連合会、小林会長、よろしく願いいたします。

(小林(俊)会長)

連合新潟の小林です。働くものを代表して、発言させていただければというように思います。

まず、労働者、働くものを取り巻く生活実態ですが、実質賃金の低迷、4年連続マイナスという話でしたが、それから改善しておりません。昨年、一昨年と、連合全体では5パーセントを超える賃上げができておりますけれども、直近の実質賃金は4年連続マイナスということで、日に日に厳しくなっている、これが続いているという状況です。

特に、いわゆる300人以下の中小企業については、連合の調査でも、昨年の賃上げは全国平均で4.65パーセント、1万2,361円、新潟県内はどうかといえば、4.28パーセント、1万1,524円ということで、さらに県内の生活は厳しい状況にあるということが言えると思います。このため、連合新潟では、今年の春季生活闘争につきましても、昨年と同様に、企業規模にかかわらず、額にして1万8,000円以上、率で6パーセントを超える賃上げを要求方針とするということを確認しまして、県内各地で、今後、要求実現に向けた集会や学習会、共闘会議というものはじめ、マスコミを通じまして、その回答、妥結の状況なども発表させていただき、県内の相場形成に努めていきたい、このように考えているところでございます。先ほど、労働局長から発言もございましたし、皆様からもいろいろご発言ございました。

賃上げは必要だということでございますし、やはり、持続的、安定的に続いていかなければいけない、実質賃金がプラスにならなければ、消費は伸びないということでございます。

本日は、新潟政労使会議終了後に共同宣言を発表することになっておりますが、この1番に、物価上昇を上回る持続的な賃上げの環境整備というものが上げられています。我々とすれば、昨年6月、政府の骨太方針で示されました、2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1パーセント程度の実質賃金の上昇、すなわち、持続的、安定的な物価上昇のもと、物価上昇を1パーセント程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させるということがございます。ということからも、この政労使会議として、ぜひ、定期昇給に加えて、物価上昇を1パーセント程度上回るベースアップの継続を前提に、賃上げノルムというものを定着させていくのだということをご共有認識として持っていただければというように思います。先ほどから皆様のお話を聞かせていただきまして、労働環境の改善にも、やはり、着手しないとイケないのだという話がありました。この後、先ほど述べましたように、県内各地で要求実現に向けた集会が行われますので、私からも、本日発言のありました労働環境の改善等については、その集会の中で、皆さんからこういった発言があったということで、共有、周知をさせていただければというように思います。ありがとうございました。

(労働局長)

皆様、ありがとうございました。積極的な取組の紹介など、貴重なご意見を頂戴いたしました。

それでは、続きまして、次第の2に移らせていただきます。新潟政労使会議共同宣言(案)の採択についてでございます。これにつきましては、先般、2月13日に開催いたしました、この会議の実務レベル会議に当たる働き方改革連絡協議会にて調整を進めさせていただき、ご検討をお願いしておりました。資料は、新潟県政労使会議共同宣言(案)というものがついておりますので、ご参照いただければと思います。この共同宣言(案)につきましては、ご意見等ある方、いらっしゃればご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。先ほどのご発言の中で共同宣言についても触れていただきましたので、その点については、皆様も共有されたと思いますが、何かあれば、ご発言をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、お手元の共同宣言(案)を読み上げさせていただいて、ご承認いただくことにしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局より宣言(案)を読み上げてください。

(事務局)

それでは、宣言(案)を読み上げさせていただきます。

新潟政労使会議共同宣言(案)。持続的な賃上げの実現に向けて。

少子化に加え、若者の県外流出等による人口減少が進む中で、新潟県経済の持続的な発展と県民生活の更なる向上は、オール新潟で取り組むべき重要な課題です。

そのためには、物価上昇を上回る賃上げの実現に向け、県内企業が持続的に賃上げを行うことができる環境を整えることが重要であり、新潟政労使会議は、こうした認識を共有し、以下の取組を相互に連携・協力し推進することを宣言します。

- 1、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向けた環境整備。
- 2、「パートナーシップ構築宣言」の更なる普及拡大や適切な価格転嫁の促進。
- 3、付加価値向上による収益力強化の実現に向けた支援。
- 4、働き方改革推進による労働環境の改善と、労働生産性の向上、人材の確保・育成の実現に向けた支援。
- 5、政労使による「オール新潟」の緊密な連携体制構築と情報の周知・共有。

令和8年2月19日。新潟政労使会議。

各団体名、代表者のお名前のお読み上げにつきましては、時間の都合により省略させていただきます。以上でございます。

(労働局長)

この共同宣言につきましては、本来であれば、各構成員の皆様お一方ずつより署名していただくところですが、お時間の都合などもございますので、お手元の代表者の方々の氏名を印字してありますもので、署名に代えさせていただくということで、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、ご了承いただきましたので、これより共同宣言の(案)を削除した正版を配付させていただきます。

続きまして、次第3、意見交換でございます。本日のテーマ、賃金引き上げ、価格転嫁、また、サブテーマといたしました働き方改革、労働環境改善につきまして、どなたからでもかまいませんが、何かご発言がある方はよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

(殖粟会長)

意見というより、認識をまた深めたいということで申し上げるのですが、私は銀行の頭取ということで、月に1回、東京で同じ業界の頭取が集まって、日本銀行に行ってお話を伺ったり聞かせていただいたり、あるいはこちらから意見を申し上げたりする機会があって、それがたまたま昨日だったのですが、九州から北海道まで、いろいろな頭取が日銀の皆さん向けに現状認識をお話しする中で、価格転嫁が進んでいないというご発言が8割方ありまして、先ほど、公正取引委員会からお話しいただいたのですけれども、おっしゃったとおりで、もう一步、進めていただかないと会社として、本来、新陳代謝が進むべきであるという考え方

も分かるのですけれども、価格転嫁の進み方の速度に対してコストが上昇する速度のほうが著しく早いと、せっかくプロダクトを生んでいる会社様が退出することになってしまうという問題があって、これは国として非常によろしくないと思うので、やはり、もう一段価格転嫁を進めていくような施策というのは、手前ども民間も一生懸命頑張りますけれども、行政の皆さんにもお願いしたいというように申し上げたいと思います。以上でございます。

(労働局長)

貴重な意見、ありがとうございました。

そのほか、何かございますでしょうか。

(小林(俊)会長)

今ほどの価格転嫁に関連して、昨日、私と事務局長でいろいろ組合を回って、春闘にかけていろいろ意見交換してきたのですが、価格転嫁で、国内企業はパートナーシップ構築宣言とか、新しい取引法とかの関係でいいとは思いますが、海外企業との取引の関係で価格転嫁が思うように進まない、難しいという意見も伺っています。この辺に関して、何かいろいろご教示いただければと思いますので、お願いします。

(田中室長)

日本企業に対するものにつきましては、先ほどもご説明したとおりでございます。私どものほうで所管しております独占禁止法あるいは取適法につきましても、基本的にこれは日本国内で事業活動を行う事業者に対する法令でございますので、例えば、独占禁止法違反とか、あるいは取適法違反ということで対処する場合には、国内企業に対して効力があると言えるものでございます。ただ、海外企業につきましても、全くそうでないのかというところというわけではございません。当然、海外企業の中にも日本で活動している事業者におきましては、我が国の法令が適用されます。ですので、海外企業に対しても、独占禁止法でありますとか取適法を駆使しまして、問題の行為に対しては厳正に対処していくように取り組んできておりますし、今後もそういったことを継続していく所存でございます。

(労働局長)

ありがとうございました。

ほかに何かご意見はございますでしょうか。

ほかによろしいでしょうか。それでは、時間もまいりましたので、意見交換はここまでとさせていただきます。ありがとうございます。

本日の会議では、冒頭申し上げましたとおり、賃金引き上げに向けた機運を一層醸成するため、皆様と意見交換をさせていただいたところでございます。貴重なご意見等を賜りまして、誠にありがとうございました。本日の会議を通じまして、新潟県における賃金引き上げ

に係る認識が共有できたのではないかと考えております。

そして、共同宣言を今回、発信させていただきますが、オール新潟の緊密な連携体制の構築と情報共有ということも記載させていただきました。これまで以上に構成員同士で連携・協力が必要だと考えております。それぞれのお立場から着実に取組を実施することが重要ではないかと考えております。

以上をもちまして、新潟政労使会議を終了いたします。本日は、ご多忙のところ、誠にありがとうございました。

最後に、写真撮影をお願いしたいと思います。正面に労働局のパネルがございますので、大変ご面倒をおかけしますが、パネルのほうにご移動をお願いしたいと思います。マスコミの方も前のほうにお進みいただければと思います。よろしく願いいたします。